

大阪の子どもを守るネット対策事業実施要綱

1 事業目的

スマートフォンなど多機能なインターネット接続端末の急速な普及に伴い、青少年がインターネットを通じた犯罪・トラブル・いじめ等に巻き込まれる事例が後を絶たないことから、青少年が適切にインターネットを利用できるようフィルタリングの更なる普及啓発に努めるとともに、青少年のネット・リテラシー向上に向けた取組みを充実させる。

2 実行委員会の設置

本事業を実施するにあたり、取組体制を整備するため、次に掲げる関係機関を構成員とする実行委員会を設置する。

- (1) 兵庫県立大学 竹内和雄教授
- (2) 大阪府PTA協議会
- (3) 大阪市PTA協議会
- (4) 堺市PTA協議会
- (5) 大阪府立高等学校PTA協議会
- (6) 株式会社NTT ドコモ関西支社
- (7) KDDI 株式会社関西総支社
- (8) ソフトバンク株式会社
- (9) デジタルアーツ株式会社
- (10) 株式会社ディー・エヌ・エー
- (11) グリー株式会社
- (12) 総務省近畿総合通信局
- (13) 大阪府府民文化部人権局人権擁護課
- (14) 大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課
- (15) 大阪府消費生活センター
- (16) 大阪府教育庁高等学校課、小中学校課、地域教育振興課及び私学課
- (17) 大阪府警察本部警務部高度情報推進局サイバーセキュリティ対策課
- (18) 大阪府警察本部生活安全部少年課
- (19) 大阪市こども青少年局企画部青少年課
- (20) 大阪市教育委員会事務局指導部
- (21) 堺市教育委員会事務局学校教育部
- (22) 青少年育成大阪府民会議

3 座長

本事業の座長は、年度当初の実行委員会で選任することとする。

4 事業内容

本事業の内容は次に掲げるとおりとする。

(1) ネット利用をみんなで考えるプロジェクトの実施

府内の青少年を対象に、インターネットの利用実態等を調査するためのアンケートを実施する。また、インターネットを介した被害防止やフィルタリング普及・啓発、ネットトラブル防止等について青少年目線で考えるワーキンググループを結成し、ワークシ

ヨップを通じて対応策について議論し、その結果を発表する。

さらに、インターネットを介した被害の防止やフィルタリング普及・啓発のためには、保護者に直接働きかける取組が重要であるため、ワークショップは保護者も参加可能とする。

(2) スマホ・SNS のトラブルから青少年を守るための講師派遣の実施

府内の青少年及び教職員や保護者等の大人を対象に、青少年のネットトラブル事例とその回避策についての研修会へ講師を派遣する。

(3) 事業報告書&事例・教材集の作成

本事業を効果的に府域全域に広げるため、事業報告と併せて、事業の成果品や取組手法、各学校の実践事例及び指導教材と指導手引書等を報告書にとりまとめ、府内の全ての小中高校・支援学校等に周知する。

5 経費

本事業の経費は、大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）その他大阪府の規程に基づいて執行する。

6 事務局

本事業の事務局は、大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課内におく。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の運営に必要な事項は、事務局と座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 19 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 19 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 24 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 18 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 21 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 12 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 28 日より施行する。